

一般社団法人日本果汁協会 J A S 表示包装等審査登録要領

平成 15 年 3 月 17 日	制 定
平成 16 年 3 月 25 日	第 1 次変更
平成 18 年 7 月 21 日	第 2 次変更
平成 24 年 3 月 27 日	第 3 次変更
平成 26 年 3 月 26 日	第 4 次変更
平成 27 年 5 月 28 日	第 5 次変更
平成 30 年 5 月 23 日	第 6 次変更
令和 元年 5 月 22 日	第 7 次変更
令和 8 年 5 月 27 日	第 8 次変更

(適用の範囲)

第 1 条 この要領は、一般社団法人日本果汁協会（以下「本会」という。）が「日本農林規格等に関する法律」（昭和 25 年法律第 175 号）に基づく認証工場（以下「認証工場」という。）との委託契約により行う果実飲料の J A S 表示包装等の審査・登録に関する業務に適用する。

(J A S 表示包装等の審査項目)

第 2 条 本会が認証工場と委託契約を結んで行う果実飲料の J A S 表示包装等に係る審査項目は、別表に定める項目とする。

(審査の申請及び受理)

第 3 条 J A S 表示包装等の審査・登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式 1 に定める「J A S 表示包装等審査登録申請書」（以下「申請書」という。）を本会の会長理事（以下「会長理事」という。）あてに提出するものとする。

2 会長理事は、申請書が提出されたときはその内容を十分確認し、申請を受理するものとする。

(審査に従事する者)

第 4 条 J A S 表示包装等の審査に従事する者は、本会の役職員のうち、「果実飲料についての登録格付機関又は登録外国格付機関となるための登録基準」（平成 10 年 7 月 22 日農林水産省告示第 1077 号）に定める格付に従事する者の資格を有する者とする。

(審査結果の報告)

第 5 条 審査に従事した者は、審査終了後速やかに審査結果を会長理事に報告するものとする。

(登録と通知)

第 6 条 審査の結果、基準に適合していると認められた J A S 表示包装等について、別記様式 2 に定める「J A S 表示包装等登録台帳」にその内容を記載し、登録・保存するものとする。

2 会長理事は、J A S 表示包装等登録台帳に記載・登録された J A S 表示包装等について、記載・登録後速やかに別記様式 3 に定める「J A S 表示包装等登録通知書」により申請者に通知するものとする。

(変更又は廃止等の届出)

第7条 J A S表示包装等の登録を受けた認証工場は、登録されたJ A S表示包装等について、その原材料の配合割合又は内容量を変更する場合は別記様式4に定める「配合(内容量)変更届」を、容器包装(デザイン)を変更する場合は別記様式5に定める「容器包装(デザイン) 変更届」を、使用認証工場の追加又は取消をする場合は別記様式6に定める「J A S表示包装等使用認証工場追加(取消) 届」を、登録を廃止する場合は別記様式7に定める「J A S表示包装等登録廃止届」を、それぞれ会長理事に提出するものとする。

(使用数量の報告)

第8条 J A S表示包装等の登録を受けた認証工場は、当該申請に係るJ A S表示包装等の使用数量が確定次第、速やかにこれを取りまとめのうえ、別記様式8の「J A S表示包装等使用数量報告書」により会長理事に提出するものとする。

(手数料)

第9条 J A S表示包装等の登録を受けた認証工場は、別表に定める審査登録手数料を本会からの請求に基づき納付しなければならない。

(機密保持)

第10条 審査に従事する者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益に使用してはならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、J A S表示包装等の審査・登録に関し必要な事項は、別に会長理事が定める。

附 則 (平成15年3月17日 制定)

この要領は、平成15年4月1日から実施する。

附 則 (平成16年3月25日 第1次変更)

この要領は、平成16年4月1日から実施する。

附 則 (平成18年7月21日 第2次変更)

この要領は、平成18年8月1日から実施する。

附 則 (平成24年3月27日 第3次変更)

この要領は、本会が一般社団法人として設立登記された日(平成24年5月1日)から実施する。

附 則 (平成26年3月26日 第4次変更)

この要領は、平成26年4月1日から実施する。

附 則（平成 27 年 5 月 28 日 第 5 次変更）

この要領は、平成 27 年 5 月 28 日から実施する。

附 則（平成 30 年 5 月 23 日 第 6 次変更）

この要領は、平成 30 年 5 月 23 日から実施する。

附 則（令和元年 5 月 22 日 第 7 次変更）

この要領は、令和元年 10 月 1 日から実施する。

附 則（令和 8 年 5 月 27 日 第 8 次変更）

この要領は、令和 8 年 10 月 1 日から実施する。

別表

1. 要領第2条に定めるJAS表示包装等の審査項目は、次のとおりとする。

- (1) 食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)に移行した旧「加工食品品質表示基準」(平成12年3月31日農林水産省告示第513号)及び旧「果実飲料品質表示基準」(平成12年12月19日農林水産省告示第1683号)に基づく表示
- (2) 「飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法」(昭和54年8月18日農林水産省告示第1182号)に基づく表示
- (3) 「果実飲料等の表示に関する公正競争規約」(昭和46年3月2日公正取引委員会認証、昭和46年3月5日公正取引委員会告示第11号)に基づく表示

2. 要領第9条に定めるJAS表示包装等の審査・登録に係る手数料の単価(税抜き)は、次のとおりとする。

(1) 原料用

ア 濃縮果汁	1 kg 当たり	0. 8 円
イ 濃縮果汁以外のもの	1 kg 当たり	0. 2 円

(注)「原料用」の手数料の税込額は、容量単位にそれぞれ相対する単価を乗じて得た額に、消費税を加えた金額とする。

(2) 原料用以外のもの

ア 直接飲料	1 kg 又は 1 l 当たり	0. 2 円
イ 希釈用飲料	1 kg 又は 1 l 当たり	0. 8 円

(注)「原料用以外のもの」の手数料の税込額は、容器包装に表示された内容量単位にそれぞれ相対する単価を乗じて得た額に、消費税を加えた金額とする。